

契約概要のご説明（自動車事故費用共済）

- ご契約に際して特に確認いただきたい事項を「自動車事故費用共済重要事項説明書」に記載しています。ご契約される前に必ずお読みいただき、お申込みくださるようお願いいたします。
- この書面はご契約に関する全ての内容を記載しているものではありません。詳細は、自動車事故費用共済普通共済約款または特約約款をご覧ください。

ご契約の際ご注意いただきたいこと

この共済は、契約車両を運転中の交通事故により、自己または他人の生命もしくは身体を害したことにより生じる共済契約者の経済的負担に対して、共済契約者に共済金を支払う共済です。

共済期間と補償の開始時期について

共済期間は1年間とし、補償の開始時期は共済契約を申し込んだ日の翌日午前0時から開始となります。

運転者の範囲

- 法人でご契約の場合
 - ・共済契約者（役員など）
 - ・共済契約者が雇用している者
 - ・上記以外の届出運転者（2名まで）
- 個人事業主でご契約の場合
 - ・共済契約者
 - ・共済契約者の同居の親族
 - ・共済契約者が雇用している者
 - ・上記以外の届出運転者（2名まで）

被共済自動車について

共済契約者の所有、使用、管理（リース車両含む）に属する自動車で県共済に届け出たものを対象とします。

出資金について

県共済は、中小企業のための共済の協同組合です。組合員資格のある方で、岡山県共済協同組合の共済に初めてご加入される場合には、1口200円の出資金をお預かりいたします。ただし、すでにご出資いただいている場合は不要です。

共済掛金の払込方法

- 共済掛金の払込方法は、集金契約または口座振替契約からお選びください。
- ①集金契約の共済掛金の払込方法は、年払となります。
- ②口座振替契約の共済掛金の払込方法は、年払もしくは月払となります。
- ③②の口座振替契約の口座振替日は、28日（金融機関休業日の場合は翌営業日）です。

共済金をお支払いできない主な場合（主契約）

- ①事故の原因が、共済契約者（共済契約者が法人であるときは、代表者および役員等とします。）または運転者もしくは被害を受けた者の故意、または重大な過失によるとき。
- ②「運転者の範囲」に掲げる運転者が法令に定められた運転資格を持たないで被共済自動車を運転中に生じた事故の共済契約者側の死亡事故共済金、後遺障害事故共済金または入院事故共済金。

ご契約後にご注意いただきたいこと

通知義務等

ご契約内容に変更が生じたときは、取扱代理所または県共済までご連絡ください。特に車両の変更をされる場合にはご注意ください。ご通知のない場合、共済金をお支払いできないことがあります。

口座振替契約の共済掛金の払込期日等の取扱い

共済掛金の口座振替が不能となった場合には、不能月の翌月に再振替（月払の場合、2回分となります。）を行います。猶予期間内に共済掛金が払い込まなかった場合、この共済契約は払い込み不能月の1日午前0時から効力を失うものとし、ただし、新規契約の初回に限り、共済掛金口座振替が不能となった場合には、補償開始日に遡り効力を失うものとし、

次のような場合には、共済期間終了後、継続更新できない場合がございます

著しく共済金請求の頻度が高いなど、加入者相互間の公平性を逸脱する極端な共済金支払いまたはその請求があった場合。

Web 約款 「自動車事故費用共済普通共済約款」の送付を省略するペーパーレスの方式です。岡山県共済協同組合 検索 からご覧ください。

掛金は損金・必要経費になります
(法人の場合は損金、個人事業主の場合は必要経費に算入できます。)

共済金をお支払いする事由に該当したとき

すみやかに取扱代理所または県共済にご連絡ください。共済金請求の手続きにつきまして詳しくご案内いたします。
※共済金を請求する権利は共済金請求の権利が発生した日の翌日からその日を含めて3年を経過したとき、消滅します。

共済契約の失効について

次のいずれかに該当する事由がある場合には、共済契約は失効とします。

- ①1事故について、共済金の総額が死亡事故共済金額になった場合
- ②共済期間を通じて、共済金の総額が死亡事故共済金額になった場合
- ③口座振替不能となり失効した場合

個人情報の取扱いについて

共済契約のご加入に際して、ご提供いただく個人情報の取扱いについては、個人情報の保護に関する法律を遵守するとともにその安全管理に努めます。詳しくは、「重要事項説明書」を必ずご覧ください。

お届けする共済証書は内容をご確認の上、大切に保管してください

お申込み
手続きは
簡単です

1 ご加入のお申込みは、申込書に車のナンバー等必要事項をご記入ご押印のうえご提出ください。

2 組合員資格のある方で、初めてご加入される場合には、1口200円の出資金をお預かりいたします。(すでにご出資いただいている場合は不要です。)



県共済

県共済の自動車事故費用共済

まごころ共済

(自動車事故費用共済 対物事故共済金特約付帯)
(自動車事故費用共済 車両事故共済金特約付帯)



まさかの自動車事故であなたを守る

お問い合わせ・お申し込みは

引受共済組合
岡山県共済協同組合
〒700-0817 岡山市北区弓之町4-19-301
(岡山県中小企業会館内)
0120-46-6648
☎ 086-222-6648 FAX 086-222-6649

自賠責・任意保険に関係なく契約者(あなた)にお支払いします。

商品特色



人身事故で加害者となった場合に、お見舞い費用や、香典料など多額の自己負担額が必要になる場合があります。相手側に対する道義的責任(誠意)についての補償は自動車保険では必ずしも十分とはいえません。万一のときあなたの経済的負担を幅広くサポートする共済、それが県共済の自動車事故費用共済です。

この共済は、県共済のオリジナル商品です。

契約車両を運転中に生じた人身事故に対して、自動車保険ではカバーできないものまで補償します。お支払いする共済金を被害者へのお見舞金としてお役立てください。

共済金は契約者にお支払いします。賠償金ではありませんから加害事故だけでなく、被害事故、自損事故でもお支払いします。

車種別共済掛金 (運転者の年齢に関係なく車種ごとに掛金は同じです。)

車種番号	車種	分類番号の左端の数字	年掛共済掛金 (年払)	月掛共済掛金 (月払)
①	自家用乗用自動車	2・3・5・7	12,100円	1,210円
②	自家用軽乗用自動車	5・7	7,600円	760円
③	自家用普通貨物自動車(2t超)	1	19,600円	1,960円
④	自家用普通貨物自動車(2t以下)	1	16,600円	1,660円
⑤	自家用小型貨物自動車	4・6	12,100円	1,210円
⑥	自家用軽貨物自動車	4・6	7,600円	760円



※事業用自動車については契約をお引受することができません。
※車種がご不明な場合は車検査証にてご確認ください。
※③④の重量は最大積載量です。
※一部の自家用特殊用途自動車はご加入いただけます。詳しくは県共済までお問い合わせください。

補償内容

	負傷者が	
	契約者側の場合	相手側の場合 (契約者側にも過失がある場合)
●死亡事故共済金 1事故につき 事故日から180日以内	300万円	●共済契約者の経済的負担を補うため… 合計300万円までの実費を支給 ●死亡臨時費用共済金………30万円 (一時金として支給) (注1)
●後遺障害事故共済金 1事故につき 事故日から180日以内	12万円~300万円	12万円~300万円 算定された額を限度として実費を支給 (注2)
●入通院事故共済金 1事故の入通院の通算 365日が限度	(1人あたり) ●入院日額 ……4,500円 ●通院日額 ……2,250円 1事故につき、入院・通院合わせて 1日最高18,000円	●左記の日額により…合計300万円までの実費を支給 ●入通院臨時費用共済金 (通算3日以上を通院または入院で、1事故につき) 3万円 (一時金として支給) (注3)
●対物事故共済金特約	●相手の財物に2万円以上の損害が生じた場合……3万円 (共済期間内1回を限度)	(注4)
●車両事故共済金特約	●契約車両に3万円以上の損害が生じた場合………3万円 (共済期間内1回を限度)	(注5)

※契約者側と相手側のケガと死亡に対する補償限度額は共済期間内で合計300万円です。(注6)

(注1) 契約者側に死亡者が生じた場合、死亡事故共済金をお支払いします。また、契約者側に過失のある事故で、相手側に死亡者が生じた場合には、死亡事故共済金から死亡臨時費用共済金を差し引いた額を限度として、契約者の経済的負担に対してお支払いします。事故のため実際に負担した金額がお支払いの限度です。

(注2) 契約者側に後遺障害者が生じた場合、後遺障害別等級により算定された額を限度としてお支払いします。また、契約者側に過失のある事故で、相手側に後遺障害者が生じた場合には、後遺障害別等級により算定された額を限度として、契約者の経済的負担に対してお支払いします。事故のため実際に負担した金額がお支払いの限度額です。

(注3) 契約者側に負傷者が生じた場合、1事故18,000円/日までお支払いします。また、契約者側に過失のある事故で、相手側に負傷者が生じた場合には、相手側の入通院共済金の合計額から入通院臨時費用を差し引いた額を限度として、契約者の経済的負担に対してお支払いします。

(注4) 契約者側の経済的負担額が2万円以上の場合にお支払いします。(共済期間内1回が限度です。)

(注5) 契約車両の自損事故・他車との接触事故または盗難、いたずらなどにより契約者の経済的負担額が3万円以上の場合にお支払いします。(共済期間内1回が限度です。)

(注6) 対物事故共済金特約および、車両事故共済金特約の共済金は除きます。

補償の対象となる運転者の範囲

運転者	契約者の種類		
	法人	個人事業主	個人
① 共済契約者	○	○	○
② 共済契約者の同居の親族	×	○	○
③ 共済契約者が雇用している者	○	○	-
④ ①~③以外の届出運転者	任意で2名まで		

※契約者が法人の場合、①は役員等のことをいいます。

法人契約 役員・従業員・パート・アルバイト等事業所に携わっている方はすべて対象となります。

個人事業主契約 同居の親族・従業員・パート・アルバイト等事業所に携わっている方はすべて対象となります。

個人契約 同居の親族が対象となります。

※上記以外の方は、2名まで「届出運転者」として登録でき対象とすることができます。

補償開始はお申込みの翌日からです

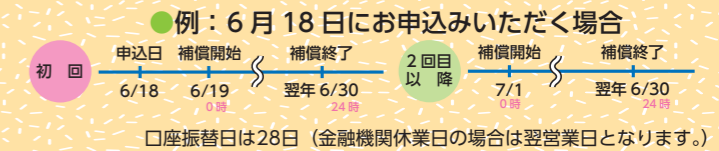
初回の掛金をお申込みいただいた翌日午前0時から補償が開始し、共済期間は1年間とします。

※口座振替特約の契約の場合の共済期間は、翌月1日午前0時から1年間とします。

継続更新について

●共済掛金口座振替特約を付した契約
継続更新のご契約は加入中のご契約が終了する翌月1日の午前0時から1年間です。

※継続更新については脱退の申し出がない限り、毎年自動継続更新されます。



●集金契約
共済期間終了までに、継続手続きのうえ掛金をお払い込みください。

お支払例 (お支払いは迅速です。)

お支払い例①

歩行者をはねて死亡事故を起こした。最高300万円までの実費を支給(葬儀費用・香典・喪失利益などにお役立ていただけます。)

※死亡一時金として30万円をお支払い。(初期対応のための費用としてお役立ていただけます。)

お支払い例②

出会い頭の衝突で相手車両の搭乗者3名がそれぞれ1日だけ検査通院。契約者側の運転手と同乗者1名が2人とも10日入院、10日通院した。(双方の車両とも30万円の修理費用)

3日以上の入通院一時金(相手側) 30,000円
入院(契約者側) 2人×10日×4,500円=90,000円
通院(契約者側) 2人×10日×2,250円=45,000円
+対物事故共済金特約 ……30,000円
+車両事故共済金特約 ……30,000円
お支払金額…225,000円



お支払い例③

路面の凍結によりスリップし、お店の塀に衝突(修理費用10万円)、バンパーを損傷し(修理費用5万円)、はずみで手首を打撲。7日通院した。

通院費用 / 1人×7日×2,250円 15,750円
+対物事故共済金特約 ……30,000円
+車両事故共済金特約 ……30,000円
お支払金額…75,750円

